

## 長野市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例（案）概要

長野市はこれまで、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「法律」と略します。）などに基づき、廃棄物の適正な処理に向けて積極的に取り組んできました。しかしながら、**法律だけでは解決できない問題や今後想定される課題**が多く残されています。

また、**県では同様の課題を解決するために産業廃棄物の適正な処理に関する規制や、廃棄物処理施設の設置等に関する合意形成の手續などを定めた条例を制定し、中核市である本市を除く県内すべての市町村において昨年3月1日から適用**しています。

このため、**本市においても、趣旨を県条例とほぼ同様とする条例を制定**しようと考えています。

### II 条例案の主な内容

#### 1 市・事業者・市民の責務

廃棄物の不適正処理の防止に向けて、**市・事業者・市民それぞれの責務**を定めます。

#### 2 廃棄物の適正な処理に関する規制

(1) **法律だけでは十分に対応できない廃棄物の不適正な保管や木くずチップの不適正な使用に対して新たな基準**を定めます。

ア 廃棄物の保管に関する基準

イ 木くずの保管期間等

ウ 木くずチップの使用に関する基準

(2) **長野市独自の規制として、小規模廃棄物焼却施設設置の届出**を義務付けます。

法律上許可の必要のない規模の焼却施設のうち1時間当たりの焼却能力が50kg以上又は火格子面積若しくは火床面積が0.5㎡以上のものを設置しようとする者に対して**事前に届け出るべきこと**を定めます。

(3) **産業廃棄物を排出する事業者や建設工事の発注者・受注者及び土地所有者等が講ずべき措置**を定めます。廃棄物が不適正に処理され、**生活環境保全上の支障が生じるような場合には、その廃棄物の撤去等の措置を勧告**できるものとします。

ア 排出事業者の講ずべき措置

イ 工事発注者の講ずべき措置

ウ 工事発注事業者の講ずべき措置

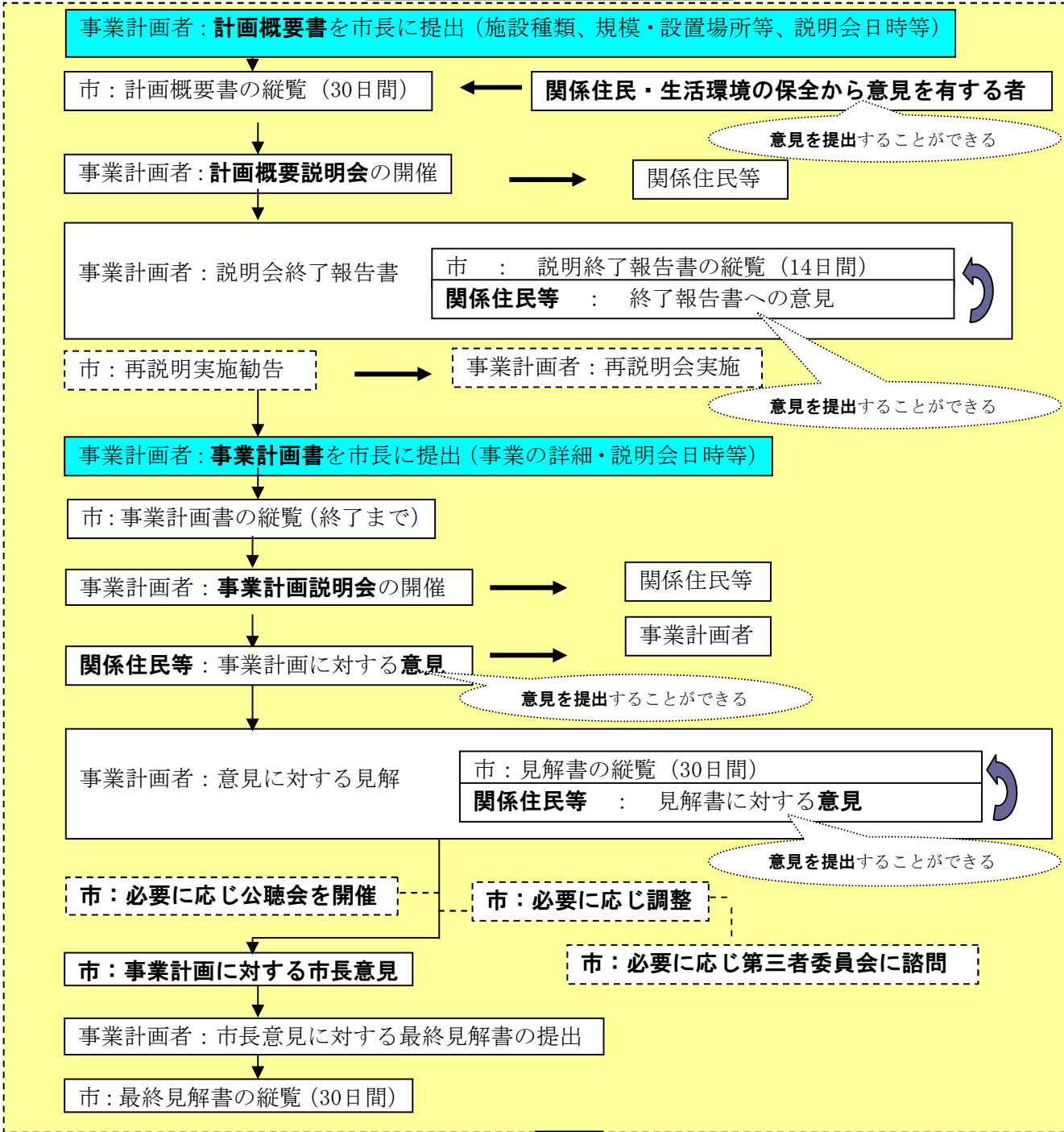
エ 工事受注者の講ずべき措置

オ 土地所有者等の講ずべき措置

3 廃棄物の処理施設の設置等に関する合意形成の手続

廃棄物処理施設の設置や廃棄物処分業の許可申請などに先立ち、**事業計画者と周辺地域の住民**が開かれた場において十分なコミュニケーションを取り、その過程を通じて**合意形成を図るための手続を定めます。**

事業計画協議制度の主な流れ



事業計画協議後に許可申請となります。

## 長野市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例（案）概要 その2

### 1 市・事業者・市民の責務

#### 市の責務

法・条例に基づく処分、勧告を厳正かつ速やかに行うこと。

#### 事業者の責務

適正処理に必要な管理体制を整備すること。

#### 市民の責務

廃棄物の不適正な処理が行われ、又は行われるおそれがあることを知ったときは、速やかに市等に通報するよう努めること。

### 2-(1) 廃棄物の保管等に関する基準

#### ア 廃棄物の保管に関する基準

排出事業者及び廃棄物処理業者等は、廃棄物を保管するときは、次の保管の基準に従わなければならない。

##### 規則

(ア) 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。

(イ) 地盤面を掘り下げ、又は地中の空間を利用して廃棄物を保管するときは、次のこと。

a 底面及び側面を不浸透性の材料で覆うこと。

b 屋根、覆いその他雨水等が入らないための設備を設けること。

#### イ 木くずの保管期間等

##### 規則

(ア) 木くずを保管する者は、原則として90日を超えて保管してはならない。

(イ) 木くずチップを保管する者は、原則として180日を超えて保管してはならない。

#### ウ 木くずチップの使用に関する基準

木くずチップを使用する者は、生活環境の保全上の支障のないように使用しなければならない。

### 2-(2) 小規模廃棄物焼却施設の設置の届出（市独自規制）

#### ア 小規模廃棄物焼却施設の設置の届出の対象

焼却能力が1時間当たり50kg以上又は火格子面積若しくは火床面積が0.5㎡以上の廃棄物焼却施設を設置しようとする者。（法による許可対象となる規模のものを除く。）

#### イ 上記小規模廃棄物焼却施設設置者の遵守義務

(ア) 構造に関する基準の遵守義務

(イ) 維持管理の方法に関する基準の遵守義務

(ウ) 維持管理等に関する記録・保存義務

## ウ 経過措置

### 附則

条例施行の際、現に小規模焼却施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）は、条例の施行日から30日以内に、市長に届け出なければならない。

## 2-(3) 排出事業者等の講ずべき措置

### ア 排出事業者の講ずべき措置

(ア) 排出事業者は、産業廃棄物の処理を委託するときは、最終処分が終了するまでの一連の処理が適正に行われるために必要な措置を講じなければならない。

(イ) 排出事業者は、処理委託をした場合において不適正処理が行われ、又は行われるおそれがあることを知ったときは、生活環境保全上の支障の除去等の措置を講じ、市長に報告しなければならない。

### イ 工事発注者の講ずべき措置

工事発注者は、その建設工事の受注者に対し、当該工事に伴い生じる産業廃棄物の処理を適正に行い得ることを確認するよう努めなければならない。

### ウ 工事発注事業者の講ずべき措置

(ア) 工事発注事業者は、建設工事に伴い生じる産業廃棄物の処理が適正に行われるために、次の時点において必要な確認を行い、記録・保存しなければならない。

#### 規則

建設工事の請負契約の締結の前、後及び産業廃棄物の最終処分の終了後

(イ) 工事発注事業者は、その建設工事に伴い生じる産業廃棄物の不適正処理が行われ、又は行われるおそれがあることを知ったときは、生活環境保全上の支障の除去等の措置を講じ、市長に報告しなければならない。

### エ 工事受注者の講ずべき措置

(ア) 工事受注者は、工事発注者から産業廃棄物の処理を適正に行い得ることを説明を求められたときは、誠実に応じなければならない。

(イ) 工事受注者は、工事発注事業者に対し、委託契約書の写し、産業廃棄物管理票等の写し等を交付して説明しなければならない。

### オ 土地所有者等の講ずべき措置

(ア) 市の区域内に土地を所有する者（「土地所有者」）等は、廃棄物の不適正な処理が行われないように、適正な管理に努めなければならない。

(イ) 土地所有者等は廃棄物の処理を行う者に土地等を貸す場合は、廃棄物の不適正な処理が行われることを防止するために必要な措置を講じなければならない。

(ウ) (イ)の場合において、土地所有者等は、廃棄物の不適正な処理が行われ、又は行われるおそれがあることを知ったときは、生活環境保全上の支障の除去等の措置を講じ、市長に報告しなければならない。

## 長野市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例制定スケジュール

平成22年	7月5日	会派説明
	15日	広報掲載
	中旬 ~ 8月中旬	市民説明会 関係団体説明会
	~ 約1ヶ月	<b>まちづくり意見等の公募</b>
	8月4日	環境審議会説明
9月上旬	検察庁（環境省）協議 環境審議会説明 <b>公募意見結果公表</b>	
10月5日	会派説明	
12月	12月議会定例会 議案提出	
平成23年	6月1日	条例施行